

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

3
2006

VOL.99



近江八幡左義長祭／滋賀県
【写真提供：近江八幡観光物産協会】

CONTENTS

平成18年度 私学関係予算（案）の概要	2
経営相談・経営診断のご案内	7
平成18年度 貸付事業計画（案）	8
平成18年度 掛金率のご案内（見込み）	10
私学共済制度の加入者資格	11
採用時の手続き	12
宿泊施設のご案内	14
共済事業 今月のワンポイント	15
いんふおめーしょん	16

平成十八年度 私学関係予算(案)の概要

私学助成関係予算(案)

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性にかんがみ、従来からその充実に努めてきているところです。

私学助成関係平成十八年度予算(案)は、次のとおりです。
(左表参照)

一 私立大学等の 経常費に対する補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学・短期大学・高等専門学校の研究条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、学校法人に対して私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費について、補助するものであり、総額で三、三一二億五、〇〇〇万円(対前年度比二〇億円増)を計上しています。
内訳として、まず、私立大学等への基盤的助成として不可欠な「一般補助」については、新たに、教職員の雇用保険料等や、学校教育法において義務付けられ

ている認証評価制度に対応する評価料等について補助対象とすることとし、平成九年度以来の増額(対前年度比一〇億円増)を図っています。

また、「特別補助」については、経済的に修学困難な学生に対する授業料減免事業等への支援(二〇億円。新規)を強化するとともに、地域の活性化や生涯学習ニーズへの対応など社会的要請の強い特色ある教育研究への支援を充実することとしています。さらに、「私立大学教育研究高度化推進特別補助」については、制度創設三年目となる法科大学院への支援を充実(四八億円。対前年度比八億円増)するとともに、引き続き、競争的環境の下で世界水準の優れた私立大学等、つくりを目指す観点から、意欲と可能性に富んだ私立大学等への重点的な支援を推進することとしています。

二 私立高等学校等の 経常費助成費等に対する補助

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園及び特殊教育諸学校にお

ける教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減等に資するため、都道府県が行う私立高等学校等の経常費助成費に対し国が補助するものであり、総額で一、〇三八億五、〇〇〇万円(対前年度比五億円増)を計上しています。

また、全国的な視点から、教育への意欲に富み、独創的かつ着実な教育をおこなう私立学校や、特別な支援が必要な私立高等学校等に対して直接国が補助しています。

都道府県向け補助金のうち、一般補助については、生徒等一人当たりの補助単価の増額に努め、生徒等数の減少が続く中ではありますが、増額(九〇九億九、九〇〇万円。対前年度比三億三、三〇〇万円増)を図っています。また「一般補助の特別分」として、

- ① コンピュータ整備やインターネット接続等のIT教育環境の充実
 - ② IT教育人材の育成・高度化
 - ③ 少人数教育等きめ細かな学習指導の推進
 - ④ 教員の能力開発及び資質の向上
 - ⑤ 体験学習の推進
- といった、豊かな心と学力を身につける教育の推進に対する補助の充実を図ることとしています。

また、特別補助では、生徒等の修学上の経済的負担の軽減を図るため授業料減免事業等支援特別経費の充実(六億三、八〇〇万円。対前年度比三億三、八〇〇万円増)を図ることとしています。

三 私立大学等の教育研究装置等の 整備費に対する補助

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助は、我が国の学術研究及び高等教育の高度化を推進するため、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程)の教育研究装置及び施設の整備費について補助するものであり、総額一一四億三、四〇〇万円(対前年度比二九億一、五〇〇万円減)を計上しています。

十八年度においては、特に防災機能等強化のための補助の充実を図ることとし、(二八億八、七〇〇万円。対前年度比六億五、九〇〇万円増)新たに、アスベスト対策工事を支援するほか、施設の耐震化工事やバリアフリー化工事に対する支援を強化することとしています。

四 私立大学等の研究設備 整備費等に対する補助

私立大学等研究設備整備費等補助は、私立大学における基礎的研究に必要な研究設備の整備費や、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程)における学術研究又は教育に必要な情報処理関係設備の整備費について補助するものであり、総額七七億七、七〇〇万円(対前年度比二億一、三〇〇万円増)を計上しています。

特に、学術研究の高度化に対応するた

め、私立大学学術研究高度化推進事業を含む研究設備の整備に対する支援の充実（四三億一、二〇〇万円。対前年度比六億六、二〇〇万円増）を図ることとしています。

五 私立学校施設高度化推進事業費に対する補助(利子助成)

私立学校施設高度化推進事業費補助(利子助成)は、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施した施設整備事業に対し、この融資に係る利子助成に必要な経費を財団法人私学研修福祉会を通じて補助するものであり、所要額として一億八、九〇〇万円(対前年度同額)を計上しています。

六 私立高等学校等施設高機能化整備費に対する補助

私立高等学校等施設高機能化整備費補助は、教育の多様化、弾力化、個性化など、時代の要請に対応した安全かつ新しい学習空間の整備を積極的に支援する観点から、教育課程の改訂やIT教育の推進を始めとする諸課題に対応できるよう、施設の高機能化を目的とした施設整備に対する補助を推進するものであり、総額二〇億七、八〇〇万円(対前年度比二億円増)を計上しています。
特に、大学等と同様に防災機能等強化のための補助事業の充実を図ることとし

平成18年度私立学校関係主要事項予算額(案) 一覧

(単位: 百万円)

事 項	18年度予算(案)	17年度予算額	比較増△減額
私立大学等経常費補助	331,250	329,250	2,000
法科大学院支援経費	4,800	4,000	800
私立高等学校等経常費助成費等補助	103,850	103,350	500
私立学校教育研究装置等施設整備費補助	13,512	16,227	△2,715
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助	11,434	14,349	△2,915
私立高等学校等施設高機能化整備費補助	2,078	1,878	200
私立幼稚園施設整備費補助	1,154	1,254	△100
私立高等学校産業教育施設整備費補助	437	475	△38
私立学校体育等諸施設整備費補助	107	124	△17
私立大学等研究設備整備費等補助	7,777	7,564	213
私立大学等研究設備等整備費補助	6,477	6,068	409
私立高等学校等IT教育設備整備推進事業	1,300	1,496	△196
私立学校施設高度化推進事業費補助	1,189	1,189	0
私立学校教員研修費等補助	68	72	△4
日本私立学校振興・共済事業団補助	56,152	54,093	2,059

(一六億三、八〇〇万円。対前年度比七億二、四〇〇万円増)、その中で新たに、学校施設のアスベスト対策工事に対する補助を実施することとしています。

七 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の18年度の貸付事業については、私立学校の老朽校舎等の建替え整備事業を含む学校

法人の資金需要を勘案し、六〇〇億円(対前年度同額)を計画しています。
その財源としては、財政融資資金(一六三億円。対前年度比三億円増)のほか、私学振興債券の発行(八〇億円。対前年度比一〇億円増)を予定しています。

八 私立学校の
教員研修費等に対する補助

1 日本私学教育研究所の
研究事業費等に対する補助
日本私学教育研究所の研究事業費等に
対する補助は、私立高等学校等における
教育指導の充実を図るため、私立学校教
育に関する研究等を行う財団法人日本私
学教育研究所に対し、その研究事業、初
任者研修事業及び十年経験者研修事業等
に必要な経費の一部について補助するも
のであり、総額五、三〇〇万円を計上し
ています。(対前年度比三〇〇万円減)

九 私立高等学校の産業教育
施設整備費に対する補助

私立高等学校産業教育施設整備費補助
は、私立高等学校において産業教育に必
要な実験実習施設を整備する場合に、こ
れらに要する経費の一部を補助していま
す。十八年度においても引き続きその整
備を図ることとしています。(総額四億
三、七〇〇万円。対前年度比三、八〇〇
万円減)

十 私立学校体育等諸施設
整備費に対する補助

2 専修学校教員の
研修事業費等に対する補助
専修学校教員の研修事業費等に対する
補助は、専修学校教育の振興を図るため、
財団法人専修学校教育振興会が実施する
専修学校の
①教員研修事業
②教員国内派遣研修・研究事業
③教育内容等改善研究協力校事業
④教員研究協議会事業
⑤情報処理教育担当教員研修事業
に要する経費の一部について補助してい
ますが、十八年度においても、引き続き
その振興を図るため、所要の経費を計上
しています。(総額一、五〇〇万円。対
前年度比一〇〇万円減)

私立学校体育等諸施設整備費補助は、
私立の中学校、高等学校の武道場及び小
学校等の水泳プール等の整備に要する経
費の一部を補助していますが、十八年度
においても引き続きその整備を図ること
としています。(総額一億七〇〇万円。
対前年度比一、七〇〇万円減)

十一 日本私立学校振興・
共済事業団に対する補助

日本私立学校振興・共済事業団補助は、
日本私立学校振興・共済事業団の長期給
付事業及び共済業務に係る事務費の一部
について所要額を計上しています。(総
額五六一億五、二〇〇万円。対前年度比
二〇億五、九〇〇万円増)
(文部科学省高等教育局私学部私学助成課)

幼児教育関係予算(案)

十八年度幼児教育関係予算(案)は、
次代を担う子どもの成長を支えるための
環境を整備する観点から、幼稚園就園奨
励費補助及び私立高等学校等経常費助成
費補助の充実を図り、総額五四億九、
八〇〇万円(対前年度比〇・一三%増)
を計上しています。
私立幼稚園に関する主な予算の概要は
次のとおりです。

一 私立幼稚園に対する経常費
助成費等補助

私立幼稚園に対して都道府県が行う私
立高等学校等経常費助成費に対して国が
補助すること等により、各都道府県の助
成水準の向上を図っています。
十八年度予算(案)においては、一般
補助や「幼稚園の子育て支援活動の推
進」、「幼稚園特殊教育経費」について充
実を図り、対前年度二億八、一〇〇万円
増の三三七億三、八〇〇万円を計上して
います。

二 幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園の減免単価(年額)の引き
上げと第二子以降の減免条件の緩和が認
められ、予算額(案)は一八一億四、五
〇〇万円(対前年度三、一〇〇万円増)

となっております。

三 私立幼稚園施設整備費補助

幼稚園施設の安全性を確保するととも
に、子育て支援機能の充実を図るなど、
幼稚園教育の振興と普及充実に資するこ
とを目的とし、一一億五、四〇〇万円を
計上しています。

(文部科学省初等中等教育局
幼児教育課)

専修学校関係予算(案)

専修学校は、社会の多様な要請に応え
うる実践的な職業教育、専門的な技術教
育を行う教育機関として役割を果たして
おり、我が国の高等教育機関の重要な一
翼を担っています。
十八年度予算(案)については、この
ような専修学校の果たす役割の重要性に
鑑み、依然として厳しい財政状況の中、
柔軟な専修学校制度の特色を生かした各
種施策の充実等を図ることとし、専修学
校の振興に努めています。

生涯学習政策局では、一三億三、八三
一万円(対前年比一・三%増)を計上し
ています。事項としては、新規に「専修
学校におけるNPO団体等と連携したニ
ートに対する職業教育支援事業」及び「専
修学校社会人新キャリアアップ教育推進
事業」を推進していくとともに、引き続

平成18年度幼児教育関係予算（案）額の概要

(単位：百万円)

区 分	17年度 予算額	18年度 予算(案)額	比較増△減	備 考
幼児教育関係予算総額	54,028	54,098	70	0.13 %増

(単位：百万円)

区 分	17年度 予算額	18年度 予算(案)額	比較増△減	備 考																				
1 幼稚園教育内容・方法の改善充実等	70	74	4	1 幼稚園教育課程理解の推進等 35百万円→33百万円 2 幼稚園教育要領の改訂(新規) 10百万円 3 就学前教育と小学校の連携に関する総合的調査研究 18百万円→12百万円 4 幼児教育力総合化推進事業(新規) 11百万円 5 幼稚園新規採用教員研修 9百万円→8百万円																				
2 幼児期からの「人間力」向上総合推進プラン	491	353	△138	1 幼児教育支援センター事業 202百万円→168百万円 2 就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設(仮称)制度の円滑な実施のための調査研究(名称変更) 117百万円→51百万円 3 幼児期における課題に対応した実践的調査研究 99百万円→76百万円 1) 新しい幼児教育の在り方に関する調査研究 48百万円→39百万円 2) 幼稚園における研究課題に対応した実践的調査研究等 51百万円→37百万円 4 幼稚園における親の子育て力向上推進事業 73百万円→58百万円																				
3 幼稚園就園奨励費補助	18,114	18,145	31	・私立幼稚園の単価(年額)の引き上げ ・第2子以降の優遇措置条件の緩和																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・私立幼稚園の単価の引き上げ (私立)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">生活保護世帯・市町村民税非課税世帯</td> <td style="padding: 2px;">139,100円→140,500円 (1,400円増)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">市町村民税所得割非課税世帯</td> <td style="padding: 2px;">105,400円→106,500円 (1,100円増)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">市町村民税所得割課税額 18,600円以下</td> <td style="padding: 2px;">80,800円→80,900円 (100円増)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">市町村民税所得割課税額135,000円以下</td> <td style="padding: 2px;">56,800円→56,900円 (100円増)</td> </tr> </table> <p>・第2子以降の優遇措置条件の緩和 同時在園としていた第2子以降の優遇措置条件を小学校1年生の兄・姉を有する園児まで緩和する。</p> <p>【例：(3人兄弟の場合)】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">(現行)</td> <td style="text-align: center;">(新)</td> </tr> <tr> <td>6歳児の長男：(小学校1年生)</td> <td style="text-align: center;">—————</td> <td style="text-align: center;">(第1子扱い)</td> </tr> <tr> <td>5歳児の次男：(幼稚園年長組)・・・</td> <td style="text-align: center;">第1子扱い</td> <td style="text-align: center;">→ 第2子扱い</td> </tr> <tr> <td>3歳児の長女：(幼稚園年少組)・・・</td> <td style="text-align: center;">第2子扱い</td> <td style="text-align: center;">→ 第3子扱い</td> </tr> </table> </div>					生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	139,100円→140,500円 (1,400円増)	市町村民税所得割非課税世帯	105,400円→106,500円 (1,100円増)	市町村民税所得割課税額 18,600円以下	80,800円→80,900円 (100円増)	市町村民税所得割課税額135,000円以下	56,800円→56,900円 (100円増)		(現行)	(新)	6歳児の長男：(小学校1年生)	—————	(第1子扱い)	5歳児の次男：(幼稚園年長組)・・・	第1子扱い	→ 第2子扱い	3歳児の長女：(幼稚園年少組)・・・	第2子扱い	→ 第3子扱い
生活保護世帯・市町村民税非課税世帯	139,100円→140,500円 (1,400円増)																							
市町村民税所得割非課税世帯	105,400円→106,500円 (1,100円増)																							
市町村民税所得割課税額 18,600円以下	80,800円→80,900円 (100円増)																							
市町村民税所得割課税額135,000円以下	56,800円→56,900円 (100円増)																							
	(現行)	(新)																						
6歳児の長男：(小学校1年生)	—————	(第1子扱い)																						
5歳児の次男：(幼稚園年長組)・・・	第1子扱い	→ 第2子扱い																						
3歳児の長女：(幼稚園年少組)・・・	第2子扱い	→ 第3子扱い																						
4 幼稚園施設整備費	1,896	1,788	△108	1 私立幼稚園施設整備費補助 1,254百万円→1,154百万円 2 公立幼稚園施設整備費 642百万円→634百万円 (安全・安心な学校づくり交付金(仮称)公立幼稚園施設整備枠) (所要経費については、幼稚園就園奨励費補助金等の幼稚園関係経費として確保)																				
5 就学前教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設(仮称)の本格実施																								
6 私立高等学校等経常費助成費等補助(幼稚園分)	33,457	33,738	281																					
(1)私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園分)	32,855	33,237	382																					
(ア) 一般補助	25,396	25,814	418																					
(イ) 特別補助	7,459	7,423	△36	1 預かり保育推進事業 4,818百万円→4,354百万円 2 幼稚園の子育て支援活動の推進 334百万円→540百万円 3 高校生の保育体験の推進 90百万円→90百万円 4 幼稚園特殊教育経費 2,217百万円→2,439百万円																				
(2)私立高等学校等経常費補助	602	501	△101	教育改革推進モデル事業																				

き「専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業」や「専修学校教育重点支援プラン」、「専修学校を活用した職業意識の啓発推進」といった事業を推進していくことにより、専修学校の教育内容等の充実を図ります。

このほか、教育装置・情報処理関係設備の整備費補助金や日本学生支援機構奨学金事業について、必要な経費を計上しています。

新規事業の概要は次のとおりです。

【専修学校におけるNPO団体と連携したニートに対する職業教育支援事業】

いわゆるニートと呼ばれる職を持たない若者は、平成十六年に全国で六四万人に達するなど大きな社会問題となっています。これらニートの社会的自立を支援するため、若者自立塾など他省庁の施策とも連携を取りながら、一人一人のニーズに対応した職業教育を実施するなどの事業を推進します。

- 具体的には、
- ① 連絡協議会の設置
 - ② ニート等若者に対する講座の開講等
 - ③ 自立支援アドバイザーの配置
- などを専修学校に委託して実施する経費を計上しています。

平成18年度 専修学校関係予算(案)について

(単位:百万円)

事 項	17年度 予 算 額	18年度 予算額(案)
1 専修学校教育等の運営改善に関する調査指導	30	25
2 専修学校におけるNPO団体等と連携したニートに対する職業教育支援事業【新規】 近年、ニートと呼ばれる無業者が増加している。そのニート等に対し、若者の自立支援に実績のあるNPO等と連携し、専修学校を活用して、ニート等の社会的自立を目指した職業教育支援事業を実施する。	0	166
3 専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業【新規】 団塊の世代が定年を迎える「2007年問題」を間近に控え、退職後に再就職を望む中高年等を対象に、再就職に結びつけるためのキャリアアップ教育講座や、子育て等で就業を中断していた女性の再チャレンジのための講座等を実施する。	0	200
4 専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業 正規雇用を目指しながらそれが得られないフリーター等の能力向上のため、産業界との連携・協力による専修学校を活用した短期教育プログラムの開発等、職を獲得する上で必要となる知識・技術に関する教育を提供する。	509	443
5 専修学校教育重点支援プラン 社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を「研究指定校」として指定した専修学校に委託し、その成果を全国に普及する。	453	451
6 専修学校を活用した職業意識の啓発推進 若年者の職業意識の高揚を図るため、職業体験講座や講演会などを各地で実施し、ものづくりに資する技術・技能の学習意欲と職業意識の高揚を図る。	54	54
(前年度限りの経費)	276	0
計	1,322	1,338 (1.3%増)

【専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業】
中高年が二〇〇七年以降に定年を迎え退職するいわゆる「二〇〇七年問題」等を踏まえ、五〇代から六〇代にかけての層を対象としたキャリアアップ教育及び

女性の再チャレンジのための講座を実施し、全国の専修学校への取組の普及を図ります。

具体的には、
①スキルアップ・専門技術取得コース
②管理能力向上コース

③起業家コース
④女性再チャレンジコース
などを専修学校に委託して実施する経費を計上しています。

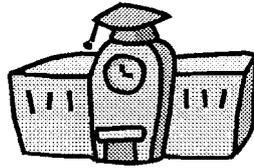
(文部科学省生涯学習政策局 専修学校教育振興室)

	17年度 予 算 額	18年度 予算額(案)
○私立学校施設整備費補助金 ・専修学校大型教育装置整備費補助 専修学校(専門課程)の教育装置・学内LAN装置の整備費について補助。	300	300
○私立大学等研究設備整備費等補助金 ・専修学校情報処理関係設備整備費補助 専修学校(専門課程)の情報処理関係設備の整備費について補助。	956	950
○専修学校教員研修事業等補助 財団法人専修学校教育振興会が行う教員研修に対する補助。	16	15
○国費外国人留学生制度 専修学校(専門課程)における国費留学生の計画的受入れを整備。	758	758
○日本学生支援機構奨学金事業 学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金事業の充実。	96,135	101,964

経営相談・経営診断のご案内

※こんな時はぜひ経営相談・経営診断をご利用ください。

- ・学部学科改組を考えている。
- ・人件費の抑制方法を模索している。
- ・同規模同系統法人と財務比較をしたい。
- ・学生生徒の募集状況が悪化している。
- ・収支が悪化してきている。 etc.



大学法人・短大法人
高専法人・高校法人
中学校法人・小学校法人

- ・定員割れが続いている。
- ・財務状態が厳しくなっている。
- ・学校経営に深刻な問題を抱えている。
- ・コンサルタント会社に依頼を考えている。
- ・公認会計士の意見を聞きたい。 etc.

経営相談

経営診断

経営相談・経営診断の
申込み

私学事業団職員が、学校法人から
ご提出いただいた資料の内容確認・
精査

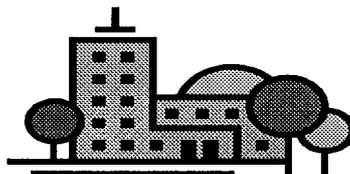
私学事業団が委嘱した公認会計士
及び私学事業団職員が、学校法人から
ご提出いただいた資料の内容確認・
精査

当該学校法人または事業団にて経営
相談を実施

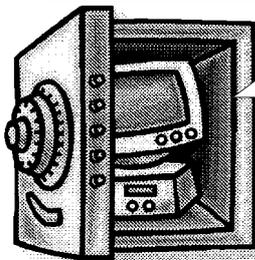
公認会計士と事業団職員が学校法人
へ訪問して経営診断を実施

- ・改善策のご提案
- ・他校の取組み事例の紹介
- ・財務分析等の解説 etc.

- ・新たな問題の発見
- ・公認会計士による財務診断
- ・問題解決への助言 etc.



日本私立学校振興・共済事業団



全国の私立学校から
いただいたデータ類
・学生・教職員数
・財務数値
・規程集
・自己点検評価報告書
etc.



①管理運営・組織の活性化、②中長期計画・改組
転換、③財務分析・比較、④教育条件の改善・学生
生徒の確保、⑤人事政策・人件費、⑥収入の確保・
経費の節減、その他

様々な相談事項に応じて財務分析資料や教育条件
の比較資料などを作成し、問題の解決、または今後の
参考になるよう、お手伝いをさせていただきます。

公認会計士により財務書類等を見させていただきますので、教育面のみならず幅広く貴法人の状態を
把握し、助言等が可能になります。

さらに診断実施後は経営診断報告書を作成して、
当該学校法人に提供いたします。経営診断後3年間は経過観察のため、経過報告書を作成していただき
ご提出していただきます。

経営相談・経営診断に関するお問い合わせは

私学経営相談センターへ



TEL 03-3230-7898 ~ 99

FAX 03-3230-8727

Eメール center@shigaku.go.jp

平成十八年度 貸付事業計画(案)

私学事業団では、私立学校の教育研究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・低利の貸付事業を行っています。平成十八年度の貸付事業計画(案)は表1のとおりです。

融資総額は六〇〇億円(前年度同額)です。

内訳は、一般施設費が五四五億円、教育環境整備費が一三億円、災害復旧費が一億円、公害対策費が一億円、特別施設費が四〇億円です。

次に貸付事業の概要を記載します。で、事業を予定・実施中の学校法人においては、「資金計画」の一環として、お気軽にご利用の相談をしてください。

◆ 変更点

財政投融資改革の一環として次の見直しをしました。

◎一般施設費のうち「生涯学習・情報化関連施設」については、一般施設費に統合することとしました。

◎一般施設費の「次世代型学校施設整備事業」の融資率は八五%から八〇%に変更することとしました。

貸付基準単価の改定

建築単価を国公立学校施設の単価に準じ、大学院以下の学校について改定することとしました(表2参照)。

◆ 貸付の対象となる法人

- 学校法人
- 専修学校及び各種学校を設置する法人(私立学校法第六四条第四項の法人)で、次の学科、課程に該当すること。
- ア 専修学校の学科

専修学校は、職業に必要な技術の教授を目的とし、原則として、次の学科が融資対象となります。

工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務、服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術

イ 各種学校の課程

各種学校は、職業に必要な技術の教授を目的とし、修業期間二年以上で一年間の授業時間が七五〇時間以上の次の課程が対象となります。

機械、自動車整備、電気、電子、ラジオ、テレビジョン、放送装置、無線装置、造船、応用化学、金属加工、工業化学、写真、服飾、建築、土木、機械設計、建築設計、機械製図、建築製図、測量又は

経理に関する課程及び診療エックス線技師、衛生検査技師、歯科技工士、歯科衛生士、看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、栄養士、調理師、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭、幼稚園教諭、保育士の養成を行う課程

◆ 貸付の対象となる主な事業

一般施設費

- ①校舎、園舎、体育館、遊戯室、講堂、図書館、実験実習棟、研究所、認可保育所、学生会館、食堂、クラブ室、プールの管理棟、私立大学等が共同利用する施設等の建築、改修等
- ②学校用地の買収、造成
- ③冷暖房設備等の設備工事等
- ④私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業等の施設の建築・改修等
- ⑤次世代型学校施設(高機能施設や環境に配慮した施設等)整備事業に係る施設の建築・改修等及びこれら用地の買収・造成
- ⑥防災(地震)対策として行う改修・補強工事

教育環境設備費

- ①机、椅子、図書等の校教具の購入
- ②実験・実習用機器、視聴覚用の装置、コンピュータシステム(ソフトの開発・取得費等を含む)、通園バス等一個又は一組の価格が原則として五〇〇万円以上の大型設備
- ③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象となった設備・備品

- ④経営困難校を支援する学校法人が一時的に要する資金
- 特別施設費
- ①学生寄宿舎、研修施設、教職員宿舎、附属病院等の建築、改修等及びこれら施設用地の買収、造成
 - ②留学生宿舎、国際交流会館、外国人教員宿舎等の国際交流施設の建築・改修等及びこれら施設用地の買収・造成
 - ③障害者利用施設設備の改修

以上、十八年度の貸付事業計画(案)の概略を記載しましたが、詳細は、二月下旬にお送りしました「私立学校のための融資ガイド」をご参照ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部) 融資部 融資課
 審査第一係(大学・短大・高専法人) 〇三(三三三三〇)七八六二〜六三
 審査第二係(右以外の学校法人) 〇三(三三三三〇)七八六四〜六五
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

表2 貸付基準単価(建物)改定案

区分	1㎡当たり単価(円)	
	鉄筋コンクリート造	骨格ブロック造
大学院・大学・短大・高専	192,500	-
高校・中等教育学校・特殊・専修	157,300	138,900
中学校・小学校・幼稚園	152,000	130,900
各種学校	111,800	98,300

(注) 実施単価が基準単価を超える場合は、50%を限度として調整を加えることができます。

表1 平成18年度貸付事業計画（案）

区 分	18年度 計画額（案） 百万円	貸 付 条 件					融 資 率 %		
		貸 付 利 率		貸 付 期 間		融 資 率			
		20年もの 年 %	10年もの 年 %	年 限	うち据置				
一 般 施 設 費	54,500								
大学院・大学・短大	25,200	2.10	1.60	} 20年もの 20 10年もの 10	} 2 2	} 80 国庫補助金 と同額以内	} 80		
[うち私立大学ハイテク・ リサーチ・センター等整備事業]	[800]	[1.80]	[1.60]						
[うち研究高度化関連施設]	[100]	[1.90]	[1.60]						
高校・中等教育学校・ 中学校・小学校	21,100	2.10	1.60						
幼 稚 園	4,500	2.10	1.60						
専修学校・各種学校	2,000	2.10	1.60						
次世代型学校施設整備事業	1,000	1.90	1.60						
防 災（地震）対策費	500	1.80	1.60						
教育環境整備費	1,300								
一 般	500	1.00		} 医歯獣学部 その他	} 6 4 1 1	} 80 90	} 80		
過 疎 高 校	100	1.30						5.5	0.5
大型設備・情報技術整備等	500	1.60						10	2
私立大学奨学事業 （入学一時金）	200	1.30							
災 害 復 旧 費	100	1.40		} 特別災害 25 一般災害 20	} 2 2	} 国庫補助金 と同額以内 80	} 80		
公 害 対 策 費	100	1.80						21	3
特 別 施 設 費	4,000								
一 般	3,300	2.20		} 20	} 2	} 80	} 80		
国 際 交 流 施 設	600	1.80							
障 害 者 利 用 施 設	100	1.80							
計	60,000								

(注) ①貸付利率は、平成18年2月10日現在のものです。
 ②一般施設費の中には、(10年もの)の計画額50億円を含みます。
 ③一般施設費(20年もの)のうち、沖縄貸付分の貸付利率は1.80%、貸付期間の年限は22年以内です。

◎平成18年度の借入金希望調査を依頼中です。～ぜひご協力ください。

◎高度化推進事業は平成18年度が最終年です。～ぜひご活用ください。

・高度化推進事業～築30年以上の校舎等の改築事業～利子助成制度あり

表1 平成18年度の掛金率

介護分掛金率は未確定のため、仮に介護分掛金率を平成18年1月31日付け厚生労働省からの事務連絡（告示前）による数値に基づき算定した8.86/1000とする場合

①40歳以上65歳未満の加入者 () 内は改定前掛金率、■は未確定 (千分率)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	65.2	8.86 (8.55)	0.8	1.2	76.06 (75.75)	111.68 (108.14)	0.8	1.2	113.68 (110.14)	189.74 (185.89)
乙種加入者等[注]	65.2	8.86 (8.55)	0.8	1.9	76.76 (76.45)	-	-	-	-	76.76 (76.45)
丙種加入者	-	-	-	-	-	111.68 (108.14)	0.8	1.9	114.38 (110.84)	114.38 (110.84)
任意継続加入者	65.2	8.86 (8.55)	0.8	1.2	76.06 (75.75)	-	-	-	-	76.06 (75.75)

②40歳未満及び65歳以上の加入者 () 内は改定前掛金率 (千分率)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	65.2	-	0.8	1.2	67.2	111.68 (108.14)	0.8	1.2	113.68 (110.14)	180.88 (177.34)
乙種加入者等[注]	65.2	-	0.8	1.9	67.9	-	-	-	-	67.9
丙種加入者	-	-	-	-	-	111.68 (108.14)	0.8	1.9	114.38 (110.84)	114.38 (110.84)
任意継続加入者	65.2	-	0.8	1.2	67.2	-	-	-	-	67.2

[注] 乙種加入者等は、乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者をいいます。

短期掛金率のうち短期給付分掛金率については、短期勘定の財政状況等から、引き続き現行の65.2/1000を据え置くこととなりました。

(2) 8.86/1000になると見込んでいます。
短期給付分掛金率の据え置き
なお、一月三十一日付けの厚生労働省から私学事業団あての事務連絡（告示前）による数値に基づき算定すると平成十八年度介護分掛金率については、8.86/1000になると見込んでいます。

今年度は、厚生労働省告示が例年より遅れ、二月下旬となることから、平成十八年度の介護分掛金率については、三月開催の共済運営委員会で審議される予定で
す。
な
お、一月三十一日付けの厚生労働省から私学事業団あての事務連絡（告示前）による数値に基づき算定すると平成十八年度介護分掛金率については、8.86/1000になると見込んでいます。

二月開催の共済運営委員会で掛金率改定の了承を受け、三月号でお知らせをいたしました。
今年度は、厚生労働省告示が例年より遅れ、二月下旬となることから、平成十八年度の介護分掛金率については、三月開催の共済運営委員会で審議される予定で
す。
な
お、一月三十一日付けの厚生労働省から私学事業団あての事務連絡（告示前）による数値に基づき算定すると平成十八年度介護分掛金率については、8.86/1000になると見込んでいます。

(1) 介護分掛金率の改定
介護分掛金率については、医療保険者の介護納付金に関する厚生労働省告示に基づき、私学事業団が納付すべき介護納付金を基に算定しています。
昨年までは、二月初旬に告示があり、二月開催の共済運営委員会で掛金率改定の了承を受け、三月号でお知らせをいたしました。

1 短期掛金率

2 長期掛金率

平成十八年度の掛金率は、介護分掛金率が未確定ですが、介護分掛金率を8.86/1000と見込むと表1のとおりとなります。確定分は三月下旬に各学校法人等に通知します。本誌四月号にも掲載します。

◎事務費分及び福祉事業分の掛金率
短期掛金率及び長期掛金率における事務費分及び福祉事業分の改定はありません。

表2 長期給付分掛金率 (千分率)

期 間	長期給付分掛金率
現 行	108.14
平成18年4月分 ～19年3月分	111.68(+3.54)
平成19年4月分 ～20年3月分	115.22(+3.54)
平成20年4月分 ～21年3月分	118.76(+3.54)
平成21年4月分以後	122.30(+3.54)

() 内は引き上げ率

長期掛金率のうち長期給付分掛金率については、共済規程が改正され、毎年3.54/1000ずつ引き上げることとなりました。平成十八年度は111.68/1000で、その後の長期給付分掛金率は、表2のとおりとなっています。
なお、平成二十二年四月分以後の長期給付分掛金率については、平成二十一年度に予定している次期財政再計算の結果を基に、見直すこととなっています。

平成十八年度掛金率のご案内（見込み）

私学共済制度の加入者資格

加入者資格に関する法的根拠

私立学校に勤務する教職員等は、私立学校教職員共済法により私学共済制度の加入者となります。この根拠となる規定は、次のとおりです。

私立学校教職員共済法

第十四条（加入者）

私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

- 一 船員保険の被保険者
- 二 専任でない者
- 三 臨時に使用される者
- 四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者

▼「加入者」とは……

国籍、年齢に関係なく、「学校法人等に使用される者」で学校法人等から給与を受けるもの（第十四条の適用除外者を除く）は、私学共済制度の加入者となります。

ここで、「学校法人等に使用される者」とは、

「事実上、学校法人等のもとに使用され、労務の対償として給与や賃金を受け取っている者」をいいます。したがって、試用期間という形で勤務する場合や法人の代表者などが労務の対償として給与の支払いを受ける場合等も加入者となります。

▼「適用が除外される者」とは……

私立学校教職員共済法第十四条各号の具体的な判断は、次のとおりです。

一 船員保険の被保険者

船員保険の被保険者は除外することとしたものです。

二 専任でない者

教職員等の職務のほかに、専業又は本業とみられる職業がある者をいい、兼任講師、医師、弁護士等を主たる職業とする者

る教職員等で、学校法人等から受ける給与を主たる生計の資としない者をいいます。

三 臨時に使用される者

「学校法人等に一時的（日雇又は二月以内）に使用される者」をいい、次に掲げる者は、「臨時に使用される者」と判断します。ただし、「臨時に使用される者」でも、その使用される状態が常態化したときは加入者として取り扱うこととなり、契約期間経過後も引き続き使用されているような場合は、常用的使用関係に該当し加入者となります。

- (1) 使用関係の実態が臨時的である者で、臨時の業務につき、二か月以内の期間を定めて使用される者。ただし、二か月を経過した後も引き続き使用されるようになったときは、その翌日から加入者となります。
- (2) 日々雇い入れる者。ただし、引き続き一か月以上使用されるに至ったときは一か月を経過した日の翌日から加入者となります。

四 前記一～三に掲げる者のほか、

常時勤務に服しない者

常時勤務に服しない者の加入者資格の判断については、健康保険における取り扱いを参照しつつ、次のとおり取り扱っています。

「常時勤務に服しない者」とは、勤務

が不定期なもの及び短時間なもの（以下「短時間就労教職員等」という）をいい、短時間就労教職員等に私立学校教職員共済法が適用されるのは、私立学校教職員共済法の趣旨から短時間就労教職員等が学校法人等と常用的使用関係にあるかどうかによるものとし、次の点に留意して取り扱うこととなります。

- (1) 常用的使用関係にあるかは、当該教職員等の労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案して認定すること。
- (2) その場合、一日又は一週間の所定労働時間及び一か月の所定労働日数が当該学校法人等において同種の業務に従事する通常の教職員等の所定労働時間及び所定労働日数の概ね四分の三以上である教職員等については、原則として加入者として取り扱うこと。
- (3) (2)に該当する者以外の者であっても(1)の趣旨に従い、加入者として取り扱うことが適当な場合があると考えられるので、当該教職員等の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すること。

資格取得の報告義務について

採用された教職員等が資格要件を満たし加入者に該当する場合は、私立学校教職員共済法第四十七条及び施行規則第一条の規定により、学校法人等代表者に資格取得の報告義務が生じます。

採用時の手続き

加入者の資格取得

教職員を採用したときは、採用の日から十日以内に資格取得の報告をしてください。採用した教職員が七十歳以上であっても資格取得の報告は必要です（丙種校は、この報告の必要ありません）。
 なお、四月一日採用予定者は事前受付をご利用ください。

◎提出する書類

- ① 資格取得報告書
 - ・新規資格取得
 - ・初めて私学共済制度加入校に勤務する人
 - ・継続資格取得
- ② 前任校（私学共済制度加入校）を退職した日又はその翌日に後任教で加入者になる人
- ・再資格取得
- 過去に私学共済制度に加入した人で、一日以上の期間を空けて再び加入者になる人
- ③ 所属学校等変更報告書
- 同一法人内の別の学校に異動になった人

▼記入上の注意

＊報告書の氏名欄に外国人氏名を記入するとき

- ・カタカナ欄↓カタカナを記入し、氏と名の間にスペース（一字）が必要で
- す。
- ・漢字欄↓漢字・カタカナ又は大文字のアルファベットで記入し、氏と名の間はスペース（一字）が必要です。

＊報告書の住所欄

必ず都道府県名から記入してください。

＊基礎年金番号の記入

私学事業団では、提出された資格取得報告書の基礎年金番号に基づき、加入者情報を社会保険業務センターに提供します。

基礎年金番号の記入がない場合、「氏名等のフリガナ」が一文字違つていても新規に基礎年金番号が付番され、二重付番となります。また、同一人と思われる者がいる場合は、付番済みの疑いがあるとして、社会保険業務センターから加入者本人あてに「**基礎年金番号照会（回答）**」について「**基礎年金番号照会（回答）**」が送付されますので必ず回答してください。

この回答をしなかった場合は、加入者の取得情報をはじめ、その後の異動処理（氏

名・住所変更・資格喪失等）についても社会保険業務センターでは収録されないため、国民年金第一号被保険者の資格が喪失されなかったり、将来年金請求の際に、手続きが複雑になる場合があります。したがって、資格取得報告書には、必ず加入者の基礎年金番号を確認し記入してください。

また、資格取得報告書に基礎年金番号の記入がない場合（無に○がある場合は除く）は、確認通知書に「**基礎年金番号追加報告書**」を同封しますので、記入し提出してください。

◎任意継続加入者が再び私立学校に就職して加入者になるとき

任意継続加入者は、「任意継続加入者資格喪失申出書」に再資格取得する学校名と取得日を記入し提出してください。

学校法人等は、「資格取得報告書」（再資格取得）の余白に「**任意継続申出書提出**」と朱書きし提出してください（被扶養者がいる場合は、次項の「被扶養者の認定」参照）。

被扶養者の認定

を添付して、必ず資格取得報告書と一括して提出してください。

やむを得ず、添付書類が整わないときは、資格取得日から三十日以内に理由書を付けて先に申請書だけでも送付してください。申請書は書類不備で返送されますが、後日、添付書類が整った後に一括して提出してください。

なお、資格取得日から三十日以内に申請書を提出しなかった場合は、その申請書を受けた日（発信年月日が確認できる場合はその日）が被扶養者の認定年月日となりますので注意してください。

＊被扶養者認定申請書の「加入者番号」欄については、学校番号だけを記入してください。

◎被扶養者認定申請時の添付書類

- ① 認定に必要な添付書類については「事務の手引」（平成十七年版）一六四ページから一六四ページを参照してください。
 - ② 被扶養者のいる私学共済制度の任意継続加入者が再資格取得し引き続き被扶養者の認定を申請する場合は、「被扶養者認定申請書」の余白に「**任意継続からの再取得**」と朱書きすることで、添付書類が省略できます。
 - ③ 他の被用者保険制度（国民健康保険は除く政管健保、健保組合、共済組合等）から、引き続き資格取得する場合
- ＊他の被用者保険制度で被扶養者に認定されていた配偶者のみ又は配偶者と子を



引き続き被扶養者として申請する場合は、戸籍簿本や所得証明書等に代えて、保険証の写し又は資格証明書等でも取り扱いますが、続柄の記載がない場合は、別途書類が必要になります。

*子だけが被扶養者に認定されていて、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、夫婦共同扶養の確認のため、加入者と配偶者の収入を比較する書類として、加入者の年収見込証明と配偶者の年収見込証明又は前年の源泉徴収票が必要になります。

◎遠隔地被扶養者証

被扶養者が加入者と離れた場所で生活する場合は、遠隔地被扶養者証を交付します。この場合、「遠隔地被扶養者証交付申請書」を提出してください。ただし、同居を条件として認定されている被扶養者の場合は認められません。

◎国民年金第三号被保険者の届け出

二十歳以上六十歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第三号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(三号該当)届」を、被扶養者認定申請書と同時に提出してください。

加入者証が届く前に
診療を受けるとき

① 加入者番号が決定している場合又は被扶養者として認定された場合

学校法人等の代表者が加入者に「療養資格証明書」「事務の手引」一〇八ページ(参照)を交付することができます。加入者番号等は共済事業本部又は各会館の共済業務課(湯島会館を除く)にお問い合わせください。

② 加入者番号が未決定の場合

医療機関の窓口でいったん全額自費負担していただくことになります。この場合、診療に要した費用のうち、保険診療に該当する分については療養費や家族療養費として現金給付されますので、「診療報酬領収済証明書」に医師の証明を受け、「療養費・家族療養費請求書」に添付して請求してください。

継続資格取得者の
福祉事業

●積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、積立貯金は一時保留の取り扱いとなります。後任校で積立貯金を取り扱っている場合は、加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出する

ことにより、積み立てを再開することができます。

なお、後任校で積立貯金を取り扱っていない場合は事前に「積立貯金解約請求書」を提出してください。

●積立共済年金

共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となりますので、手続きは必要ありません。

なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合は、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

●貸付け

貸付けを利用している人が継続資格取得をして、引き続き定期償還を希望する場合は、後任校から「異動報告書」を提出してください。後任校で退職した場合、後任校で責任をもって即時償還金の回収をしていただくこととなります。

ただし、住宅貸付を借り受けている人が前任校から支給される退職手当等で全額償還できる場合は、引き続き定期償還とすることができませんので、前任校で全額償還してください。

できない場合や同一県内の学校間を異動したために退職金財団等から退職手当が支給されない場合は、「異動報告書」に次の書類を添付して提出してください。

前任校

*退職手当で全額償還できないとき
「退職手当支給証明書」

支給された退職手当の範囲で一部即時償還するために、「償還通知書」と「払込取扱票(払込通知書)」を送付します。
*退職手当が支給されないうとき

「退職手当引継証明書」(退職手当を後任校へ引き継ぐ旨を記入したもの)

「退職手当が支給されない理由書」
後任校へ提出してください。

後任校

「退職手当引当承諾書」
「団体信用生命保険申込書兼告知書(だんしん告知書)」(団体信用生命保険に引き続き加入する場合)

前任校で退職手当が支給されないうときは、前任校から「退職手当引継証明書」と「退職手当が支給されない理由書」を取り寄せて、前記の書類と併せて提出してください。

*所属学校等変更の場合は手続きは不要ですが、所属学校等変更の確認がされるまでは前任校で償還することになりますので、償還通知どおりの払い込みをしてください。

宿泊施設のご案内 <http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネットで宿泊予約ができます

共済事業

湯河原 敷島館	〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465 (63) 3755
<p>早春の風に包まれて... 湯河原温泉は関東地方の南に位置し、温暖な気候であることから、早くから春の気分をお楽しみいただけます。</p> <p>3月中旬までは、町内幕山梅林にて「梅の宴」と称する観梅のイベントが行われ、梅林内は紅梅・白梅の香りで包まれます。</p> <p>4月上旬、湯河原町から箱根町を結ぶ通称「椿ライン」は道路沿いに植えられた桜が満開となり、さながら桜のトンネルのようになります。</p> <p>さらに、湯河原温泉から車で約1時間程の伊豆では、イチゴ狩りも楽しめます。</p> <p>また、施設敷地内の源泉より湧出（毎分約40リットル）する敷島館の温泉は、源泉かけ流しで、神経痛や関節痛・疲労回復などに効果があります。</p> <p>都心から約2時間。湯河原温泉では温泉保養・レジャーの玄関口として、皆様のお越しを温泉の湯煙とともに心よりお待ちしております。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">その他宿泊プランにつきましては直接施設にお問い合わせください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>宿泊プラン (1泊2食)</p> <hr/> <p>1名様 11,490円</p> <hr/> <p style="font-size: x-small;">通年適用 (年末年始を除く)</p> </div>

鎌倉 あじさい荘	〒248-0021 鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467 (22) 3506
<p>鎌倉を代表する鶴岡八幡宮の広い境内にある350本余りの桜の木。例年3月上旬には、流鏑馬に使用される馬場の彼岸桜や大石段（61段）上の河津桜が見頃となります。また、源頼朝が妻の政子の安産祈願のために造らせた段葛は、若宮大路の中央に石を積み重ねて一段高くした全長約500mの参道で、その参道を包み込むようにソメイヨシノが植えられており、花吹雪の舞う桜のトンネルとなります。古都鎌倉の花散歩に便利なあじさい荘をぜひご利用ください。</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">宿泊プラン (1泊2食)</p> <hr/> <p>1名様 8,085円</p> <hr/> <p style="font-size: x-small;">通年適用 (年末年始を除く)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">宴会・宿泊プラン (1泊2食)</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">10名様以上の小団体対象</p> <hr/> <p>1名様 9,870円</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">※夕食は宴会場でご用意しております。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">通年適用 (年末年始・夏期を除く)</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p style="font-size: x-small;">段葛の桜景色</p> </div>

金沢 兼六荘	〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076 (232) 1239 http://www.kenrokusou.com/
<p>春の訪れを古都金沢で—桜の風景と文豪を育んだ金沢の風情が味わえる散策がおすすめ</p> <p>★★★おすすめプラン 「竹久夢二の金沢ロマンプラン」</p> <p>竹久夢二館観覧と湯涌温泉入湯券がセットになったプランです。</p> <p>夢二が恋人と時を過ごした奥座敷の湯涌温泉まで、車で往復送迎いたします。</p> <p>ゆっくりと湯涌の名湯を愉しみ、夕食は兼六荘内の和食処（料亭「つば甚」直営店）で加賀会席の夕べをご堪能ください。詳しくは、直接兼六荘へお問い合わせください。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>竹久夢二の金沢ロマンプラン (1泊2食)</p> <hr/> <p>1名様 11,000円</p> <hr/> <p style="font-size: x-small;">期間 平成18年3月31日～11月30日</p> </div>

軽井沢 すずかる荘	〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267 (45) 7311
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">ウインタープラン (1泊2食)</p> <hr/> <p>大人 7,400円 子供 4,600円</p> <hr/> <p style="text-align: center;">平成18年3月31日まで</p> </div> <p style="font-size: x-small;">*3月18、19日は、軽井沢プリンススキー場の「スキー子供の日」に合わせて子供料金を2,600円にてご用意しています。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">スプリングプラン (1泊2食)</p> <hr/> <p>大人 8,000円 連泊2泊目 7,600円 子供 4,600円</p> <hr/> <p style="text-align: center;">平成18年4月1日～4月27日</p> </div> <p>まだ、寒さの厳しい軽井沢ではありますが、雪の中に草木の芽吹きや日差し力強さ等の大自然の春の息吹を堪能してみたいかでしょうか。</p> <p>すずかる荘では、3月、4月、5月とそれぞれお得な割引プランをご用意してお待ちしております。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>

今月のワンポイント

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

今年も3月31日退職予定者や4月1日採用予定者の届け出にかかる事前受付を行います。受付期間は、**3月1日（水）から16日（木）**までです。確認通知書等の発送は4月1日となります。詳細は、本誌2月号VOL.98に掲載しています。

なお、事前受付期間を過ぎてから到着した報告書等の事務処理は4月以降となりますので注意してください。

共済定期保険平成17年度配当金の受取口座

平成17年度配当金の送金は、7月上旬の予定です。

現在届け出ている指定金融機関（保険料振替口座）に口座の解約や改姓による名義変更及び金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、4月14日（金）までに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

なお、期限までに変更申出書の提出がない場合は、配当金の送金が1か月ほど遅れるだけでなく、後期保険料の振り替えができず、自動脱退の扱いとなることもありますので、注意してください。

加入者の所属は適正な学種で

「資格取得報告書」「所属学校等変更報告書」は同一法人で複数の学種又は学校（大学・短大・高校等）を有する場合、必ず加入者が所属する学種又は学校で報告してください。

また、現在、所属が実際と異なっている場合は直ちに訂正等の申し出をしてください。

平成18年度任意継続加入者標準給与の上限額

任意継続加入者にかかる標準給与の上限額は、平成17年度と同額の383,000円、任意継続掛金の限度額は25,737円、介護分掛金の限度額は、本誌10ページでお知らせしました掛金率で確定した場合は、3,393円になります。

また、「平成18年度任意継続加入者用介護分掛金早見表」は、3月20日頃に送付する予定です。

なお、任意継続加入者標準給与の上限額が据え置きになったことにより「平成18年度任意継続掛金早見表」は作成いたしませんので、17年度分をご利用ください。

ホームページ新規掲載事項のご案内

私学共済事業ホームページに、次の2項目を3月下旬に新規に掲載します。

また、地域保健事業のスポーツ施設であるティップネスの「法人記名人登録会員申込書」を3月からダウンロードできるようにしましたのでご利用ください。

①英語版ホームページ

私学共済ブック2005〔給付編〕とほぼ同じ内容の英語版ホームページを開設します（英文パンフレット「私学共済制度のご案内」は廃刊します）。

②共済業務スケジュール

「私学共済手帳」の廃止に伴う代替措置として、事務担当者コーナーに共済業務スケジュールを掲載します。初回は4月分から6月分までのスケジュールを掲載し、次回からは更新月を含む4か月分を毎月25日（土・日・祝日のときは翌日）に更新します。保健・貸付関係の申込締切日・送金日や掛金納付期限日、広報刊行物等の発送スケジュールを掲載します。

3月の共済事業スケジュール

1日（水）	資格取得・資格喪失報告書事前受付開始
2日（木）	貸付 送金
10日（金）	貯金 払込期限〔必着〕
15日（水）	貸付 申込・任意償還申出締切
16日（木）	資格取得・資格喪失報告書事前受付締切
20日（月）	貯金 送金
22日（水）	貸付 送金
24日（金）	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
31日（金）	掛金 2月分納期限 貸付 翌月22日送金申込締切 共済定期保険 退職・脱退申出等締切 海外保養施設 6月、8月利用予約締切

4月の共済事業スケジュール

3日（月）	貸付 送金
10日（月）	貯金 払込期限〔必着〕
14日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切

----- 共済事業に関するお問い合わせは、共済事業本部まで ----- 電話番号を間違えないようにお願いします -----

〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03(3813)5321 (代表)

http://www.shigakukyosai.jp/ -----

平成十八年度
日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、左記のとおり平成十八年度文部科学省文教団体職員採用試験委員会による職員採用試験を行います。

●受験資格：平成十六年三月以降に学校教育法による大学の学部を卒業（または大学院の修士課程を修了）した者、もしくは平成十九年三月までに卒業（または修了）見込みの者または本事業団がこれらと同等と認めた者。

●採用予定人数：一〇名程度

●採用予定年月日：平成十九年四月一日
（平成十八年度中に採用の場合あり）

●受験申込期間：平成十八年四月三日（月）～四月十四日（金）

●第一次試験（教養・作文）：平成十八年五月二十八日（日）
於：東京大学教養学部駒場キャンパス

●第二次試験（第一次試験合格者に対する面接等）：平成十八年六月（予定）

☆受験手続き、その他詳細については本事業団ホームページにてご確認ください。

問い合わせ先 総務部人事課
人事第一係

☎〇三（三三三三〇）七八二一～二二
Eメール jinji@shigaku.go.jp

人事第二係
☎〇三（三八一三）九五一一
Eメール kyosaijinji@tcn-catv.ne.jp

いんぷお
めーしょん

助成業務貸付金に係る償還のご案内
〔平成十八年三月分〕

助成業務の貸付金に係る元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び先日送付しました「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金するようお願いいたします。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

なお、償還金の振込みにあたっては、次の点に留意してください。

- 一 「貸付金返済期日のご案内」に同封した「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- 二 償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振込みください。（設置学校ごとに分割しての送金は、ご遠慮ください。）

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部 債権管理課 回収係
☎〇三（三三三三〇）七八七三～七四
Eメール saiken@shigaku.go.jp

助成業務貸付金残高証明書の
発行願について

助成業務の貸付金に係る残高証明書については、貸付残高のある全学校法人に対し、平成十八年三月三十一日現在の「貸付金残高証明書」一部を、五月上旬に送付する予定です。

該当法人においては発行願は不要です。

ただし、下記のような場合には、使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約時に使用をした理事長印を押印した「残高証明書の発行願」（A4判）と「返信用封筒」（切手貼付）を同封のうえ、送付してください。

- 一 平成十七年度末現在の残高証明書を二部以上必要とする場合
- 二 平成十七年度末現在以外の時点での残高証明書が必要とする場合

なお、平成十七年度中に借入金を完済し、年度末時点において残高がない場合には、残高証明書の発行はいたしませんのでご了承ください。

〔監査人への残高証明書の発行〕

監査人への残高証明書の発行については、直接本事業団から監査人に送付します。必要とする学校法人は、残高証明書の発行願である「確認依頼状」（公認会計士協会所定様式）と、送付先の監査人の住所・名称を明記した返信用封筒（表に「学校法人〇〇学園監査資料」・「学校法人番号」を明記、切手貼付）を送付してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
融資部 債権管理課 回収係
☎〇三（三三三三〇）七八七三～七四
Eメール saiken@shigaku.go.jp



◇共済事業に関するお問い合わせは、共済事業本部まで ☎03 (3813) 5321 (代表)

- 月報私学 3月号 (VOL.99) 平成18年3月1日発行
- 編集・発行 日本私立学校振興・共済事業団 / 〒102-8145 東京都千代田区富士見 1-10-12 ☎03(3230)7810~11 (企画室)

<http://www.shigaku.go.jp/>

(禁無断転載)